

府 食 第 2 1 1 号
令 和 8 年 3 月 3 1 日

農林水産大臣
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品健康影響評価について（回答）

令和8年3月25日付け7消安第7747号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた改正については、以下の1及び2を踏まえると、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」については、飼料添加物としての指定の取消しに伴いその基準及び規格を廃止することから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
2. 飼料添加物「アンプロリウム・エトパベート」については、エトパベートに係る基準及び規格を廃止するものであり、アンプロリウムに係る基準及び規格は変更されず、飼料添加物として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。